

令和4年豊富町議会第4回定例会会議録

(会期 12月 13日 1日間)

令和4年豊富町議会第4回定例会は、豊富町議会議事堂に招集された。

1. 町長から提出された議案

- 議案第 90号 豊富町教育委員会教育長の任命同意について
- 議案第 91号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 92号 職員の高齢者部分休業に関する条例について
- 議案第 93号 職員の降給に関する条例について
- 議案第 94号 豊富町議会議員及び豊富町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 95号 押印を求める手続きの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 96号 普通財産貸付料の減免について（サロベツカントリークラブ）
- 議案第 97号 普通財産貸付料の減免について（株式会社和ごころ）
- 議案第 98号 普通財産貸付料の減免について（株式会社栄光福祉会）
- 議案第 99号 令和4年度豊富町一般会計補正予算について
- 議案第 100号 令和4年度豊富町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 101号 令和4年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計補正予算について
- 議案第 102号 令和4年度豊富町簡易水道事業会計補正予算について
- 議案第 103号 令和4年度豊富町公共下水道事業会計補正予算について

2. 議員より提出された議案

- 意見案第4号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について

3. 議事日程

- | | | | |
|--------|---------------|---|------------|
| 議事日程 | 第1号 | 12月13日（火） | 午前10時00分開議 |
| 日程 1. | 会議録署名議員の指名 | | |
| 日程 2. | 会期の決定 | | |
| 日程 3. | 町長の一般行政報告 | | |
| 日程 4. | 一般質問 | | |
| 日程 5. | 町長の提出議案の理由の説明 | | |
| 日程 6. | 議案第 90号 | 豊富町教育委員会教育長の任命同意について | |
| 日程 7. | 議案第 91号 | 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について | |
| 日程 8. | 議案第 92号 | 職員の高齢者部分休業に関する条例について | |
| 日程 9. | 議案第 93号 | 職員の降給に関する条例について | |
| 日程 10. | 議案第 94号 | 豊富町議会議員及び豊富町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 | |
| 日程 11. | 議案第 95号 | 押印を求める手続きの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について | |
| 日程 12. | 議案第 96号 | 普通財産貸付料の減免について（サロベツカントリークラブ） | |

日程 13.	議案第 97 号	普通財産貸付料の減免について（株式会社和ごころ）
日程 14.	議案第 98 号	普通財産貸付料の減免について（株式会社栄光福祉会）
日程 15.	議案第 99 号	令和 4 年度豊富町一般会計補正予算について
日程 16.	議案第 100 号	令和 4 年度豊富町国民健康保険事業特別会計補正予算について
日程 17.	議案第 101 号	令和 4 年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計補正予算について
日程 18.	議案第 102 号	令和 4 年度豊富町簡易水道事業会計補正予算について
日程 19.	議案第 103 号	令和 4 年度豊富町公共下水道事業会計補正予算について
日程 20.	意見案第 4 号	国土強靱化に資する道路整備等に関する意見書について
日程 21.		閉会中の継続調査の申し出について（総務産業常任委員会、予算決算常任委員会、広報広聴常任委員会、議会運営委員会）

4. 出席議員（10 名）

議 長	1 番	千 葉	久 君
	2 番	水 戸 部	正 博 君
	3 番	竹 中	隆 浩 君
	4 番	小 笠 原	照 美 君
	5 番	佐 々 木	誠 君
	6 番	佐 々 木	政 義 君
	7 番	前 田	孝 一 君
	8 番	多 々 良	勝 君
	9 番	鎌 倉	和 雄 君
副 議 長	10 番	大 島	憲 昭 君

5. 欠席議員（0 名）

6. 出席説明員

町 長	河 田	誠 一 君
副 町 長	小 泉	幸 一 君
総務課参事	山 田	和 孝 君
財 政 課 長	水 戸 部	伸 也 君
保健推進課長	小 泉	貴 裕 君
町 民 課 長	鈴 木	充 君
建 設 課 長	能 登 屋	将 宏 君
商工観光課長	山 内	英 夫 君
農林水産課長	西 村	忠 君
教 育 長	岡 本	誠 也 君
教 育 次 長	石 川	博 章 君
会 計 管 理 者	清 水	智 絵 君
保 育 園 々 長	福 島	剛 君
診 療 所 事 務 長	皆 戸	朋 生 君

農業委員会事務局長 井 上 具 則 君

消防支署長 齋 藤 敏 弘 君

6. 出席議会事務局職員

局 長 清 水 日 出 晃 君

書 記 満 保 奈 那 子 君

議事経過は以下の通り

(ベル)

(午前10時00分開議)

議長(千葉 久 君)

おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから、本日をもって招集されました、本年第3回定例町議会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の署名議員は、7番、前田議員、8番、多々良議員をお願いいたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、12月6日、議会運営委員会において協議検討の結果、本、13日より14日までの2日間とすることに意見の一致を見ております。

会期は2日間とすることにご異議ございませんか。(「なし」の声あり)

ご異議なしと認め、会期は2日間に決定されました。

次に、議長の諸般の報告であります。一般事項につきましては、別紙配布の報告書のとおりであります。

議長が出席した諸会議等について、これより報告いたします。

9月定例議会後における私の行動につきましては、お手元に配布の報告書のとおりであります。主なる件のみ私の方からご報告申し上げます。

11月8日、東京都にて管内選出国會議員の武部代議士との意見交換会に出席をしております。

次に、11月9日、第66回町村議会議長全国大会が3年振りに入場開催にて、東京のNHKホールで開催され、これに出席をしております。

大会では、「地方議会の位置づけを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める特別決議」など3件の特別決議を満場一致で採択しております。

また、大会前に同会場において宗谷町村議会議長会の臨時総会が開催され、礼文町議会笹山議長が副会長に、利尻富士町議会飯田議長が監事に新たに選出されております。

なお、大会等の資料につきましては、事務局の方に保管してありますので、自由にご覧いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

日程3、町長の一般行政報告に入ります。河田町長！

町長（河田 誠一 君）

おはようございます。

行政報告をさせていただきます。

はじめに、大規模草地牧場について申し上げます。

本年の夏期放牧入牧頭数につきましては、1,455頭で昨年より28頭ほど多い入牧となりました。

現在は既に冬期舎飼に移り10月末で育成1,232頭、哺育129頭の受入れとなっております。

これまでも、指定管理者の運営努力により管理の充実に努めてまいりましたが、今後の酪農を取り巻く情勢は不透明であり、大規模草地牧場の役割はさらに重要になることから、今後とも酪農家のサポート施設として管理体制の充実を図り、預託農家の経営改善につながるよう努めてまいります。

次に、水産の状況について申し上げます。

10月末現在の総水揚げ金額は約1億7,800万円で、水揚げ量は昨年比54トンの増でありました。

水揚げ量増加の主な要因としては、主力のサケ定置の増加となっており、水揚げ単価についても前年より高く取り引きされ、総水揚げ金額は昨年比5,100万円の増となっております。

今後も引き続き水産業の振興に向けて、地元の漁業者と協議を行いながら執り進めてまいります。

次に「サロベツカントリークラブ」の10月末現在の入場者数及び収支状況等について申し上げます。

ゴルフ場の10月末現在の入場者数は、薄暮ゴルフを合わせて6,615名で前年同期と比較し350名の減少となっております。

売上高は約4,090万円で、前年より約100万円の減となっております。

入場者数が減少した要因としては、オープン日が前年より1週間遅かったことや、前年の干ばつによって枯れた芝の回復が遅れコースコンディションが悪かったことや、多くの方にご利用いただいていた音威子府トンネルの工事関係者が、工事終了に伴い中川町から転出したことなどが要因と考えられます。

ここ数年の入場者数は、7,000人前後と安定しておりますが、プレー料金の安い65歳以上のシニア層が4割を占めており、売上高の増加とはなっておりません。

また、ゴルフ場は平成4年の開場から30年が経過し、機械設備や電気設備、コース内水道設備などの修繕が続いており、当面、厳しい経営状態が続くものと思われまますので、引き続き入場者の増加対策や固定経費の削減を行い、経営安定のために更なる努力を行っていただきたいと考えております。

次に、本年度各会計に計上されています請負工事の発注状況についてご報告いたします。

令和4年度における各会計の工事請負費の予算総額は、6億2,470万2,000円でございます。

11月末現在の契約件数は57件、5億7,148万6,680円で、予算総額に対して91.48%の発注率となっております。

今後の工事の発注につきましては、順次入札を執行し円滑に工事を実施してまいります。

次に、9月定例議会以降の主なる出張用務について申し上げます。

11月17日東京都において全国町村長大会に出席、翌18日は北海道高速道路建設促進期成会などが主催する「命の道づくりを求める東京大会」に参加し、国土交通省や道内選出国會議員の方々へ各自治体長と共に、北海道における道路整備の促進について要請を行ってまいりました。

以上で行政報告を終わります。

議長（千葉 久 君）

以上で町長の一般行政報告を終わります。

日程4、一般質問に入ります。

質問通告者は、別紙配付のとおりであります。

通告順序に従い発言を許可いたします。

9番、鎌倉議員！

9番（鎌倉 和雄 君）

おはようございます。

9番、鎌倉です。

2点についてご質問申し上げますので、ご答弁いただきたいなと思っています。

1点目ですけれども、先月の20日午後、1町内団地の2階玄関先に置いてあったキャリーカートが燃やされる不審火があり、消防車が出動する事態となりました。誠に遺憾なことであり、人身被害がなかったことは幸いなこととは思いますが、周辺に防犯カメラ等の設置がなく犯人が未だ見つかっていません。安全安心な町づくりは町民の誰もが願うことから、防犯カメラ等の設置が必要と思われますし、住民の要望等でもありますので、これの増設について町長に伺いたいという風に思います。

また、町中を歩く、あるいは、車での走行時の交通安全標識が、経年劣化で非常に見づらくなっている箇所が多数あります。町内外から往来する車両等が標識を見落とし、重大な事故に至ることも考えられますので、早急に建て替え、あるいは、更新を公安委員会等に申請するなど処置を行い、町民が安全安心に生活できるよう、施策を講じていただくよう町長に伺います。

2点目であります。

豊富町・稚咲内線の代替交通機関として、マイクロバスの運行、豊富駅から温泉へのワンボックスカーの運行、5町内からの買物巡回バス、スクールバスの混乗、ハイヤー等での運行など、我が町は他町村と比べて移動範囲が広いところから、町民の足の確保は重要事業であります。これらの委託等に向けた事業者はかかる費用の補填、あるいは、補助が少ない中でボランティア的な事業運営をしているところもあるという風に考えられます。あるいは、事業から撤退を視野に入れてるという状況等も伺いますので、これらについても、よろしくお願ひしたいなという風に思っております。高齢化と人口減少、運転免許の返納等々、ますます疲弊しつつある中であって、事業者への支援が必要かと思えます。方策はいろいろ考えられるところではありますが、運行車両の燃料代補填、車検等にかかる費用の弁済事業、運転手の確保と人件費の補填、事業収支不足の補填など、受益事業者が未来に向かうに足る支援を行うべきと考えております。時間をかけずに取り組んでいくことと思いますので、町長並びに教育長の前向きな施策答弁をお願いいたします。

議長（千葉 久 君）

河田町長！

町長（河田 誠一 君）

鎌倉議員の1点目の安全安心の施策についてお答えをいたします。

去る11月20日午後3時過ぎに、1町内団地B棟2階の共用廊下でシルバーカーが燃える火災が発生をいたしました。幸い人身には被害がありませんでしたが、本年3月にも階段付近で火災があり、不審火の疑いがあることから、現在、警察で捜査を行っているところであります。

鎌倉議員ご指摘のとおり、安全安心な町づくりは、町民の皆様誰もが願うことでありますし、団地にお住まいの方々が安心して暮らせるよう、防犯カメラの設置に向け執り進めていたところであります。

火災の翌日に警察に相談いたしまして、まず、11月25日には警察所有の防犯カメラの設置を行ったところであります。

町設置の防犯カメラにつきましては、警察と設置位置の確認を行いながら、機材が揃い次第設置を行ってまいりたいと考えております。

また、急を要することから、費用につきましては予備費にて執り進めてまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

次に、道路標識の建て替え更新についてですが、経年劣化により非常に見づらくなっているところが多いところがございますが、まずは、町内路線の道路標識を点検確認させていただきながら、速度制限、一時停止など規制標識や指示標識については公安委員会に、案内標識、警戒標識につきましては、国道、道道については、それぞれの道路管理者との協議を行うとともに、町道につきましては順次更新などを行ってまいりたいと考えております。

2点目の町内を起終点とする周回交通機関への助成等について、お答えをいたします。

現在、本町において実施している利用者輸送に係る委託事業につきましては、豊富市街と稚畷内間をつなぐラッピングワゴン交通整備事業、町外の医療機関への受診のための送迎地区からの通院のための地区巡回、買物支援のための町内巡回の高齢者等生活支援サービス事業があり、サロベツ交通株式会社と豊富町社会福祉協議会にそれぞれ受託をいただいているところであります。

鎌倉議員ご指摘のとおり、円安などにより原油や食料品などの輸入品が値上がりをしているという状況や、人材確保が厳しい状況であることは認識をしておりますので、早急に受託者への状況確認をさせていただき、議会の皆様のご意見もいただきながら、必要な対応を執り進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（千葉 久 君）

岡本教育長！

教育長（岡本 誠也 君）

鎌倉議員の、交通関係受託事業者への経費の補填について、私からはスクールバス運行についてお答えいたします。

現在、本町のスクールバス運行業務委託につきましては、沿岸バス株式会社と契約しており、安全かつ効率的な運行に努めているところでございます。

ご質問の車検費用につきましては、町で予算措置をしているため受託者への負担はなく、燃料代等の補填につきましては、当初見込んでいた臨時運行が新型コロナウイルスの影響等により減便となっており、当初の契約金額に不足が生じず、補填の必要はないことを受託者に確認を取っております。

今後につきましても、燃料単価等の動きを見ながら受託者への確認を行い、補填の必要が生じた場合は、補正予算の計上等、議会の皆様のご意見もいただきながら必要な対応をとってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上答弁とさせていただきます。

議長（千葉 久 君）

鎌倉議員、再質問ありますか？

9番（鎌倉 和雄 君）

はい。

1点目の関係につきましては、それぞれね、早急に対応すべきものかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいなと思っております。

2点目の、いわゆる、いろいろそれぞれの交通機関、受託者もそれぞれ違う部分ありますけれども、やはりその中でね、いわゆる、今年度のように急にこれだけ燃料代が上がったとかどうこうっていう部分になると、対応出来ているとこと対応出来てない部分があるという風に聞いています。

町原課の方に聞いても、いや、そういう話は受託者から聞こえてこないんだよねというようなこともありました、やはり、町の方としてはもう少し事前に対応すべき部分があるんじゃないかと思っておりますし、それぞれ、関係課もそれぞれ分かれているところからですね、その声がストレートにつながっていないのかなという部分が感じられます。

この部分でいくとですね、これが一つにまとめてやるべきかどうかはわかりませんが、いわゆる関係課と、いわゆる、受託者と協議する事業者というものが、あって然るべきだと私は思っておりますので、そういうことについてですねどういう考え方を持ってるか、単に燃料代に限らず、いわゆる、教育長おっしゃいましたけども、そういう車検だとかどうこうの部分でフォローしてるのもあるんですけど、それが全体的にそうであるかとなっていると、それぞれによって違う部分があるのかなと私は思っておりますので、そういうことについてですね、どういう具合に考えていくのかという部分が、本来であれば、いわゆる町づくり懇談会みたいなものの中でですね、そういう意見等々が出てくれば、イエスなのかもしれないんですけど、なかなかそういうことがないという部分からするとですね、そういう、機会を作って町が対応するようなスタイルにしなければならぬと思っております。

原課によってはここはオーケーだよっていう部分あるし、いや、ちょっとその話じゃないからねっていう話も聞きました。やっぱりそういうことの整合性を図るためにもですねそういう、連絡会議的なものを作ってはいかがかなと思っておりますので、改めてご質問させていただきます。

議長（千葉 久 君）

河田町長！

町長（河田 誠一 君）

鎌倉議員の再質問にお答えをいたします。

今議員おっしゃったとおり、対応出来るところ出来てないところ、やはり、行政に言いやすい人もいれば言いにくい方もいるというのは十分理解をいたします。

その中で燃料の高騰についてはですね、これはやはり燃料サーチャージっていうこともありますし、やはりその分はしっかりと負担をしていきたいと思っております。

議員にご指摘をされました、やはり、うちの事業を受託していただいている方々と、やはり基本的には良好な関係を築いていかなければいけないというのは、基本姿勢だと思っておりますので、議員おっしゃったように協議会や何かそういう受託者といろんな協議をする場を今後設けていきたいと思っておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（千葉 久 君）

鎌倉議員、再々質問ありますか。

9番（鎌倉 和雄 君）

はい。

先ほどの交通機関の関係で中に入れてありましたけれども、いわゆる、運転手の確保という部分が非常にどの受託者についても困難な状況にあるように聞いています。

今年度から始まったね稚咲内線含め、普通のハイヤー等に含めてですね、なかなかそういう運転手の方が来られないという部分があるという風に聞きました。やはり、この運転手も含めて、図っていかなきゃならない部分はあるんじゃないのかなと思った、1点だけ言いますとハイヤーさんなんかについてもね、運転手さんがやっぱり足りないから事業を拡げたくても出来ないというような話を聞きました。やっぱりそういうことからすると、そういう運転手を確保するためのね何らかの事業を起こすとか、どうこうって部分をやっていかなければ、なかなかね、そういう、事業所が考えてこうやってしたいんだよっていう部分に、追いつかない部分が現状あると思いますんで、その辺で町のね助成等々ができればなという風に私は考えています。そんなことで是非ともですね、それらについても運転手の確保という部分と、いわゆるその部分での人件費の補填ということをお願いしたいなと思ってますし、事業者の方に聞きますと、やはりそういう部分がなくて、いわゆる、給与形態としてもそれだけ高額なものを出せないんだというような話を聞いています。やはり、そのことからすると後ろの方にも述べたけれども、やっぱりそういうこと1年間やってみて、2年間やってみて、やっぱりその中でですね、この事業については受託出来ないわというようなことになりかねないんじゃないかと思っています。先ほど言ったハイヤーの関係でいきますと、そういう例があってやめたという経過もありますので、そういうものをフォローするようにしていただければ、利用するほうも助かるし事業者も助かるんじゃないかという風に思っておりますので、その辺について再度ご質問をしたいなという風に思ってますんで、よろしくご答弁をお願いしたいなという風に思います。

議長（千葉 久 君）

河田町長！

町長（河田 誠一 君）

鎌倉議員の再々質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおりですね、運転手の確保、しいては、労働者の確保っていうことになると思うんですけども、これはうちの町ばかりではなくて、全国的に今、労働者不足っていうのが言われております。この労働者をどう確保していくかっていうことは非常に難しい問題なんですけども、今、我々としてもどう取り組んでいくか、一つの考え方を示していかなきゃいけないところもあるんですけども、議員さんから今言われましたように、先ほど答弁しましたけど、その受託業者と連絡協議会なのか打合せをする場所をこれから設置をしてですね、我々としてどういう支援がいいのか、そういう事業者とですねしっかりと話し合いをして、この労働者不足っていうものに対して対処していかなきゃいけないなと思っております。

特に、建設業もですね非常に労働者不足というところでは危惧をしております、建設業界ともですね、今検討を重ねているところがございますけども、外国人労働者も含め、今後しっかりと対応していきたいと考えております。

以上答弁とさせていただきます。

議長（千葉 久 君）

9番、鎌倉議員の質問が終わりました。

3番、竹中議員！

3番（竹中 隆浩 君）

3番、竹中隆浩です、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、給付型奨学金制度について教育長へご質問します。

奨学金は経済的に進学が難しい学生を助ける制度ではありますが、令和2年度、進学のため奨学金を借りている学生の割合は5割が受給しています。

大学や専門学校を卒業しても就職が困難だったり、低所得のため返還条件の厳しさに滞納が社会問題となっております。

奨学金と言っても借与ですので過重な負債を抱え返済できない人の割合は利用している人数の約10%から20%にも及びます。

3ヶ月以上の延滞があった場合、2010年からブラックリストへの登録も開始されました。

豊富高校は近い将来存続危機になります。人口減少や移住促進にもつながり、一人でも多く豊富高校へ進学を増やし、卒業後に利用できる豊富町独自の返済不要な給付型奨学金制度などを社会で貢献する人材の育成のために検討する必要があると思います。

ふるさと豊富町を忘れることなく、この町で育ってよかったとだけ思ってもらえるような政策があっても良いと思います。

給付型奨学金制度について教育長の考えを伺います。

議長（千葉 久 君）

岡本教育長！

教育長（岡本 誠也 君）

竹中議員の、給付型奨学金制度についてお答えいたします。

現在、本町では豊富町修学資金貸付金条例を制定し、経済的理由により就学困難な者に対しその就学に必要な資金を月額5万円を上限として貸付を行っております。

ご質問の給付型奨学金制度につきましては、独立行政法人日本学生支援機構において、令和2年4月より新設された、多数の大学、短大、専門学校が対象となっている返済不要の奨学金制度がございますので、本町といたしましては、既存の就学資金貸付条例の返済条件を緩和するなど、制度の拡充を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（千葉 久 君）

竹中議員、再質問？

3番（竹中 隆浩 君）

はい。

答弁ありがとうございます。

私のちょっと調べたところによると、現在ある給付型奨学金は制限がとても厳しく、全国の平均で年収、所得が800万円以下の方が1番借りられてるとちょっと調べたんです。

どのような緩和の条件を考えてらっしゃるか、再度質問させていただきます。

議長（千葉 久 君）

岡本教育長！

教育長（岡本 誠也 君）

今の緩和の条件等につきましては、実際に修学資金を借りるにあたって、短大2年を卒業後、または4年制大学を卒業後に就職をしていただいて、20年間の支払い、おおよそ月額短大2年であれば月5,000円と4年制大学にすると月1万円の返済が要することになります。

ただ、今おっしゃったように就学をしてすぐ就職するとなれば、給料が安い分そうすると非常に払う本人負担が増えてくるという部分を考慮しながら、できれば3年がいいのか5年がいいのか、給料がある程度年数によって高くなった余裕分につきまして、払える能力が出てくるのであれば、その辺、5年後に支払いをしていただくと。その間、町に帰って就職した場合についても、これは今までどおり無償扱い、2年制大学であれば4年間、4年制大学であれば8年間豊富町で就職していただければ、返済が不要という制度があります。

まずは、支払い期間の緩和を検討しながら、それ以外にもどれが1番良いのかっていう部分は、今後検討をしていきたいと思っておりますので、ご了承願いたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（千葉 久 君）

竹中議員、再質問？（「なし」の声あり）

3番、竹中議員の質問が終わりました。

4番、小笠原議員！

4番（小笠原 照美 君）

4番、小笠原です。

2つの項目について質問いたします。

1つ目としては若者の定住支援について、人口減少を食い止めるため子育て世帯や新婚世帯を、住宅支援によって支援し、定住につなげようという動きが広がっていますが、定住支援について将来のまちづくり構想も含め町長のお考えをお聞かせください。

2つ目については、町内の文化財の保護についてお尋ねいたします。

町内に現在2ヶ所の郷土資料室があり、そこには町内で収集された郷土の歴史、産業、自然、民芸等に関する資料が保存されていますが、建造物の保護、保存がされていない状況を鑑み、町が指定する文化財を保護する条例の制定が必要と考えますが、町長、教育長のお考えをお聞かせください。

議長（千葉 久 君）

河田町長！

町長（河田 誠一 君）

小笠原議員の若者の定住住宅支援についてお答えをいたします。

人口減少は、全国の小規模自治体において大きな課題となっており、本町においても自然減及び社会減両面での人口減少が続いております。

小笠原議員ご指摘のとおり、人口減少に歯止めをかける1つの方策として、子育て世帯や新婚世帯の若い世帯の定住人口を増やし、維持していくことが重要であると考えております。

現在、本町では移住に関して、移住相談ワンストップ窓口を地域振興係に設置し、豊富温泉への湯治を契機とする移住希望者及び一般希望者への各種相談窓口として、対応を行っているところであります。

小笠原議員のご質問の要旨にあります、住宅支援につきましては、子育て世帯向け住宅として、富士見団地を平成27年度から平成29年度までに8棟16戸を整備するとともに、住宅の新築やリフォームに対する補助を行っておりますが、今後は空き家や高齢世帯の住み替えに伴う住宅等の活用を検討してまいりたいと考えております。快適な住環境の確保は、若い方の定住人口増加にも大きな要素となるため、今後さらに良質な住宅の整備や確保に努めてまいりたいと考えております。

また、人口減少への対策として出生率の向上が必要であり、移住定住の促進の観点から、子育て世帯が安心して暮らし、子供の健やかな育ちと子育てを支えるため、令和3年度から町民課に子ども係を設置し、相談窓口を一本化すると共に、乳幼児紙おむつ等購入助成事業や、令和5年度から実施予定のファミリーサポートセンターにより、子育て世帯へのさらなる支援を行ってまいります。

また、新婚世帯への支援対策として結婚新生活支援補助金事業では、結婚時の年齢が夫婦ともに39歳以下で、世帯所得が400万円未満である場合には、結婚に伴う新生活に必要な住宅費や引っ越し費用などに対し30万円を限度に助成を行い、経済的不安の解消などとなるよう助成を行っております。

雇用の場の創出では、管内10市町村で構成される稚内地方通年雇用促進協議会に加盟し、建設業を主体とした各種資格取得の助成を同協議会経由で行っているほか、国の制度による豊富町のUIJターンを望む方々に対し、令和3年度に移住支援の認定を受け、町内企業及び事業所とマッチングができる仕組みづくりを進めてきているところであります。

今後、町内企業の雇用情報を的確に発信するツールとして、町や商工会のホームページにある求人情報の活用や、さらには、ハローワークを含め各企業や事業所などと連携し、就労の機会を支援できる体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

若者の定住を促進することは、人口減少を食い止める一助となり、将来の町の担い手を育成する基礎となるものと考えております。

今後も、若者が定住しやすい環境づくりに向け関係団体や町民の皆様、議員の皆様のご意見を伺いながら定住の促進に向け積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（千葉 久 君）

岡本教育長！

教育長（岡本 誠也 君）

小笠原議員の2点目のご質問の、町内の文化財の保護についてお答えをいたします。

ご質問のとおり、現在、本町には文化財保護に関する条例は制定されていない状況でございます。

今後、文化的価値が高く指定の必要性が生じた場合に備え、今年度中に関係条例等を整備してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（千葉 久 君）

小笠原議員、再質問？

4番（小笠原 照美 君）

定住住宅支援については、総合的には町長の答弁を理解しますけれども、自分が言ってるのは、思い切った発想の転換をしていただきたいという、例えば、全道的に広がってるのが、いろんな補助金を使っての住宅支援ではなく町独自で、例えば、新婚生活、子育ての人たちが住みたい一軒家を建てると、それをですね、これは、全道的に進んでるんですけども、大体豊富町と同じような人口の4,300人、世帯でいうと1,800世帯ぐらいの町が実際に取り組んでる例を見ますとですね、3LDKの一軒家を経てそれを月額3万円で貸付けをすると、そこには条件として20年間住んでくださいと、そうすると、ちょうど子育てが終わった頃、その住宅を今度は無償で譲渡しますと、そうすると、老後の生活もそこでできるというシステムですね、土地も25年かな、そこへ住んでると町の土地をその方に譲渡すると、こういうことがやっぱり、将来、定住につながるんじゃないのかな。

いろんな支援をするんですけども、お金の支援じゃなくて、やっぱり、安心してそこで住めるようなことを少し考えていただきたい。例えば、さっき修学の給付もありましたけども、ふるさと納税をやっぱり、そういうところで思い切って使えるように使う、例えば、年間4戸も5戸も建てるわけじゃなくて、2戸ずつ建てて、それを募集していく。実際に、豊富に住んで子育てをしながら自分は稚内に通勤したいとか、

どっかに勤めたいって人もいるんですけども、住宅がないと、アパートですと、やはり、隣近所に迷惑をかける、子供たちの声で、やっぱりそういう声がいっぱいあるので、できれば、その発想の転換をしていただいて、一戸建てを一般財源で建てて、それを20年間貸すというシステムも思い切って必要ではないのかなという風に考えますので、町長の答弁をお願いします。

それと、文化財ですけども、これから条例を作るということですけど、ぜひ、建物、建造物を、委員会を作って多分選定すると思うんですけども、入れてほしいのが、自分としては、発祥の地の兜沼の梅村さんの住宅と、もう一つは稚畷内じゃなくて、豊徳にある小学校ありますよね、建物、あれ自然の家という風になってると思うんですけども、あの校舎は今どこにもない、やっぱり歴史的に残すべきものなのかなという風に感じます。なぜかという、日曹の跡を含めて、歴史に残るものが一つも今ない状態です。

だから子供たちにいろんなことを教えるとしたら、その豊富の歴史をちゃんと残していくべきだという風に考えますので、ぜひお願いしたいと思います。

議長（千葉 久 君）

河田町長！

町長（河田 誠一 君）

小笠原議員の再質問にお答えをいたします。

非常にいいアイデアだと思っております。私も以前考えたことがありまして、小笠原議員が考えたことはちょっとこう、動機が違いますけども、少しお金儲けが出来ないかなってところで考えた経緯もありますけど、非常に、今世の中非常に何て言うんですかね、自己中心的っていいですか、最近テレビでもですね、幼稚園がうるさいということもある時代でございます。そういう部分を考えれば、自分たちのお城って言いますか、一軒家で子育てをしていきたいと願う方もいると思いますんで、こういうものは一つ、今後しっかりと考えていってですね、土地は町としてはありますんで、そういうところへ分譲型がいいのか、こういうふうリリースでお貸ししていくのがいいのか、それは今後、議員の皆さんと考え、検討しながらですね、こういう政策も一つ進めていきたいと思っております。

財源につきましては、どういう財源でやるかっていうのをまたこれも協議をさせていただいて、しっかりと対応していきたいと思えます。

議長（千葉 久 君）

岡本教育長！

教育長（岡本 誠也 君）

ただいまのご質問でございますが、条例を作るにあたってもちろん、その前に審査委員等の設置もございます。2件ほどの施設がありましたけども、他の施設等も含めながら、それから審査委員会にも検討しながら、後は、資金の絡みもありますんで、それは町長部局との協議を終えて、審議会で決定を下し、保護するっていうことに努めてまいりたいと思えますんでよろしくお願ひしたいと思えます。

議長（千葉 久 君）

小笠原議員、再々質問ありますか？（「なし」の声あり）

4番、小笠原議員の質問が終わりました。

5番、佐々木誠議員！

5番（佐々木 誠 君）

おはようございます、5番、佐々木誠です。

私の方からは、2点質問をさせていただきます。

まず1点目、ごみステーションの更新についてです。

現在、各町内会に設置されているごみステーションは、設置後20年以上が経過し、屋根、網、脚等が腐食し危険な状態になっております。各町内会では修理、新規製作の検討をされておりますが、昨今の材料費、作業工賃の値上げにより、新規製作で23万円を超える金額で、町からの助成、新規製作1台あたり5万円では町内会の予算で対応できないため、新規製作、修理費用に見合った助成金の増額を検討していただきたく町長のお考えを伺います。

2点目です。

冬期間における雪捨て場の確保について伺います。

例年降雪期になると、道路への雪出し行為が見受けられますが、こうした行為は道幅が狭くなり、さらには歩道を塞いで

しまうため、児童の通学路もなくなる状況にやむなく車道を歩かなければならない状態で、通学、歩行にも大変危険な状況となります。

道路への雪出しを無くするためには、町内各所に雪捨て場が必要だと考えます。町有地の開放または私有地の借り上げを行い、雪捨て場の確保をし、そこに雪を捨ててもらふことにより、道路への雪出しが減少し、交通事故防止にもつながることと思いますので、町長の見解を伺います。

議長（千葉 久 君）

河田町長！

町長（河田 誠一 君）

佐々木誠議員のごみステーションの更新についてお答えをいたします。

現在、本町におけるごみステーションの設置助成につきましては、新設及び修繕とともに、1機につき5万円を上限として、助成を行っているところであります。

佐々木誠議員のご指摘にもありますように、設置から年数が経過し腐食など危険な状態となっているものがあると町内会長さんなどからお聞きもしております。

また、ごみステーションの大きさによって費用の違いはあるかと思いますが、資材価格の高騰などにより高額となっておりますとお聞きもしております。

先日、連合町内会からもご要望いただいておりますので、早急に助成限度額などについて検討を行い、快適な環境保持が保たれるよう努めてまいりたいと考えております。

次に冬季間における雪捨て場の確保についてお答えをいたします。

ご質問にありますとおり、降雪期になりますと道路への雪出しが見受けられ、毎年、広報紙などで注意喚起を行っているところであります。

道路への雪出しは、道路交通法違反になるとともに、道路に雪を出すことによって道幅が狭くなり、大変危険な状況となってまいります。

基本的には、ご自身の土地の雪はご自身で処理していただくことが原則でありますし、町有地の開放または私有地の借り上げを行い、町内各種に雪捨て場を設けても、借り上げた土地をお返しするときには、民有地から出た雪を町が運搬排雪の処理を行い、費用も町が負担しお返しすることとなります。

民有地から道路への雪出しを無くするために、町内各所に雪捨て場を確保することは難しいですが、町の排雪時に使用しております豊富高校横の雪捨て場を、一般の方が搬入できるような仕組みを検討しているところでありまして、そこでの雪捨て場を確保し、民有地での雪処理方法の選択肢を増やし、道路幅が狭くなることを防ぎながらその年の降雪状況にもよりますが、除排雪を計画的に行い、交通事故防止、通行の確保を図ってまいりたいと考えております。

以上答弁とさせていただきます。

議長（千葉 久 君）

佐々木誠議員、再質問ありますか？（「なし」の声あり）

5番、佐々木誠議員の質問が終わりました。

10番、大島議員！

10番（大島 憲昭 君）

10番、大島です。

私の方から町長へ、2点について質問いたします。

まず1点目は、次期統一地方選挙において、河田町長は再出馬する意思があるか否かを伺います。

2点目は水道料金の改正について伺います。

まず1点目、河田町長は、前の地方統一選挙に当選されて以来、1期4年を過ぎようとしています。

この間、産業支援、医師の定着、コロナ対策、空き家対策、全町光ケーブルの設置、防災子育て対策、稚咲内活性化事業など、私の知るところで一定の評価をするところでございます。

町長に就任後間もなく世界に新型コロナ感染、また、ロシアによるウクライナ侵攻などで円安ドル高、物価高騰等で、地方行政にとって大変厳しい時代を迎えております。

河田町政は、1期4年、まだ半ばとの思いがあるのではないのでしょうか。再出馬の意思について伺います。

2点目は、本町の水道使用料金、これにつきましては平成13年に改正して以来、20年以上いまだ改正されておられません。

最近、老朽による施設の故障、断水等も多発しており、管路の修理、布設替等、年間約4,000万以上の支出の中で、これからさらに老朽化も進み、電気料金のこともあります、水源確保もあります、運営はさらに逼迫していくと思います。

議員の立場として、町民に料金改正を求めることは非常に心苦しいことです。しかし、これは町長も同じ思いだと思いますが、私たち命の源である水の確保のために、皆様へご理解を求めて、使用料金の改正を行っていかねばならないと思っておりますが、町長の考えを伺います。

以上、2点について質問いたします。

議長（千葉 久 君） 河田町長！

町長（河田 誠一 君）

大島議員のご質問にお答えをいたします。

私の任期も5ヶ月ほどになってきました。

就任以来、町議会の皆様や町民の皆様のご支援、ご協力をいただき、また、役場職員のご理解に心より感謝を申し上げます。

光陰矢のごとしと言いますが、今思えばあっという間に過ぎ去ったようであります。

就任後、兜沼小中学校の存続の問題に取り組み、地域特認校の決定をいたしました。PTAや地域の皆様の熱意で、今は生徒数も増え、特色ある教育が実践されております。このとき、地域の力を改めて実感をいたしました。

また、3年前の12月12日深夜に、震度5弱の地震があり、大変な思いをしたことを思い出しております。幸い、大きな被害がなく安堵をいたしました。

年が明けて1月頃より、新型コロナウイルスが日本に上陸をし、2月、ダイヤモンドプリンセス号で、新型コロナ感染者が確認され、日本全土に広がっていきました。マスクが手に入らなくなり、5月の連休に、職員総出で何とか入手したマスクを袋詰めして、町民の皆様に配布したのが昨日のようであります。

新型コロナ対策に重点を置き、皆様のご協力のもとコロナワクチン接種が進み、豊富町休業協力感染リスク低減支援事業、持続化給付金支援、飲食店応援事業、町民応援商品券、事業者支援給付金事業など、コロナで疲弊した経済復興に努めてまいりました。

また、今年の2月、ロシアのウクライナ侵攻と信じられないようなことが起き、いまだに続いており、世界経済に深刻な影を落としております。

原油高、円安による諸物価高騰など、私たちの生活に多大な影響を与えておりますので、町民サポート商品券、福祉対策や酪農飼料支援を進めております。

このような制約の中で、行政運営を進めてきたことを大島議員に評価されたことは大変にありがたく、励みになるところであります。

本年度、町内一円に光ケーブルが設置され、要望が多かった高速ブロードバンド接続が開始をされております。これにより、G I G Aスクールやスマート農業が進展することを願っております。

また、時間がかかりましたが真摯に進めてきました、空き家対策で管理不全の空き家が4件、住民のご理解をいただき解体が進んでおります。

また、産業支援も多くの企業に利用いただき、過去最高の支援額となっておりますし、温泉地区に今、札幌オーナーズの宿泊施設が建設されております。

今年のサケ漁は、近年にない豊漁と聞いておりますし、来年度は、生活館の建設も始まりますので、ますます活気のある稚咲内地区になることを願っています。

コロナ感染症の影響で、保育園の運営には、保護者の皆様に大変なご協力をいただきました。

今後、ファミリーサポートの検討を進めておりますし、さらに、子育て支援を拡充したいとも思っております。

コロナ感染症が衰えを見せておりませんが、ワクチン接種も進んでおり、国民の意識も、経済活動復興の方向に向いておりますし、新薬が開発され、明るい光が差してきていると思っております。

私も、議員ご指摘の「まだ道半ば」との思いがあります。

コロナ禍で制約を受けましたが、こつこつと産業振興、企業誘致の種まきをしてまいりました。

褐炭の水素製造は、残念ながら芽が出ませんでした。天然ガスの有効利用など芽が出てきているものもありますので、しっかりとした実がなるように努めることが私の仕事だと思っております。

後援会とも協議をして、2期目に向けて挑戦することを決意をいたしました。

しかし、まずは残された任期の中で、政策を全力で進めてまいります。

少子高齢化、人口減少など問題は山積をしておりますし、新年度は今年度以上に、物価高騰、経済復興、

産業振興、コロナ感染症対策など、行く先が不透明であり、一層の努力が求められております。

就任以来、主権町民の姿勢を貫き、積極的にコロナ対策を進めるとともに、町民が笑顔で豊かに暮らせるまちづくりを基本理念に努めてまいりました。

今後も変わることなく努めてまいりますし、今は豊富町が一丸となってこの難局を乗り越えなければいけません。

今後も、町民の皆様とともに、豊富町の町づくりを進めてまいります。万里一空の精神で頑張りますので、町民皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。

次に、水道使用料金の改正について、お答えをいたします。

大島議員ご質問のとおり、水道使用料の改正は2001年、平成13年6月に改正し、その後、消費税率引上げに伴う改正を除くと、20年以上改正せずに現在に至っております。

水道施設管路の状況は、1980年代に布設した管が多く設置後40年を経過している状況で、また、施設の老朽化も進み、修繕、更新に多額の費用がかかってきております。

また、漏水も頻発し、本年度3月には市街地、温泉、新生地区など漏水に伴う、規模な断水があり、町民の皆様には大変

ご不便をおかけしたところであります。

水道施設及び管路の更新は、計画的に工事を行っておりますが、修繕、布設替えを行わなければならない箇所は年々増加してきておりますし、各施設自家発電機の更新、また、豊富東部、主に福永、幌加、目梨別、修徳、有明地区においては、道営事業による大規模な布設替え及び施設の更新工事を8か年計画で進めてきております。

今後も、老朽化に伴う布設替え、修繕、道営事業実施による負担金の増加や設備更新に伴う投資も必要となっております。

そのため、今後の更新費用、収支の状況を踏まえ、使用料の改正の必要性はあると考えておりますが、現在コロナ禍や電気料、燃料の高騰、物価上昇と町民皆様の生活状況は大変厳しいものがあると思いますので、町民皆様のご意見を伺いながら、タイミングを見図り料金改正の検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（千葉 久 君）

大島議員、再質問？

10番（大島 憲昭 君）

再質問ではございませんが、1点目の質問につきましては、再出馬の意思が確認されました。

いろいろご苦労あったようでございますけども、頑張っていたきたいと思います。

2点目の質問についても、前向きな回答を得られたと思います。

水道事業会計は独立会計制、これが求められるものでございます。

一般会計から繰入れられることは、その分町民の皆様に負担がかかってくる。これは、釈迦に説法だと思っておりますけども、私たちの町の水道料金は、他町村から比べてかなり安い状態にあります。

河田町長のモットーであるスピード感を持って、これを大事にして実行していただきたいと思います。

以上で私の方からの質問を終わります。ありがとうございました。答弁はございません。

議長（千葉 久 君）

河田町長！

町長（河田 誠一 君）

今、大島議員より再質問をいただきました。

非常にありがたく捉えております。

また、水道料金の改定につきましては企業会計に移行いたしましたので、しっかりと収支バランスも踏まえてですね、今後、大島議員のおっしゃられましたように、うちの水道料金というのは、どちらかというと他町村に比べて低いほうかなと私も思っておりますし、スピード感を持ってこの問題に取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（千葉 久 君）

10番、大島議員の質問が終わりました。

以上で通告者の質問は終わりました。一般質問はこれをもって終結いたします。

ここで、10分間暫時休憩いたします。

(ベル)

(午前11時05分休憩)

(ベル)

(午前11時15分再開)

議長（千葉 久 君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程5、町長の提出議案の理由の説明に入ります。

河田町長！

町長（河田 誠一 君）

提出議案について申し上げます。

本日招集の、令和4年第4回町議会定例会にご提案申し上げます議案につきましては、豊富町教育委員会教育長の任命同意議案が1件、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例など条例制定議案が4件、豊富町議会議員及び豊富町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例など条例改正議案が1件、普通財産貸付け料の減免についてが3件、令和4年度豊富町一般会計並びに特別会計及び公営企業会計補正予算案が5件の合わせて14件をご提案申し上げます。

なお、内容につきましては、担当課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いをいたします。

議長（千葉 久 君）

以上で、町長の提出議案の理由の説明を終わります。

続いて、議案の審議に入ります。

お諮りいたします。

今定例会に提案された、議案第91号から議案第95号までの議案の朗読及び、議案第99号から議案第103号までの議案の歳入歳出の内容の説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第91号から議案第95号までの議案の朗読及び、議案第99号から議案第103号までの議案の歳入歳出の内容の説明を省略することに決定しました。

日程6、議案第90号、豊富町教育委員会教育長の任命同意についてを議題といたします。

本案の審議が終了するまでの間、岡本教育長の退席を求めます。（岡本教育長、退席）

内容の説明を求めます。河田町長！

町長（河田 誠一 君）

議案第90号、豊富町教育委員会教育長の任命同意につきまして、ご説明を申し上げます。

現在、教育長として職務に当たられております、岡本教育長につきましては、令和4年12月25日をもって任期満了となることから、今後の教育行政運営等を鑑み、引き続き同氏が適任と考え、任命の同意を賜りたくお願いするものであります。

以下、議案を朗読いたします。

議案第90号、教育長の任命につき同意を求めることについて、下記の者を豊富町教育委員会教育長に任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和4年12月13日提出、豊富町長、河田誠一、記、住所、天塩郡豊富町〇〇、氏名、岡本誠也、生年月日、昭和〇年〇月〇日。

以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第90号、同意することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、本案については同意することに決定されました。（岡本教育長、入室）

それでは、ただいま教育長に任命されました、岡本教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

教育長（岡本 誠也 君）

お時間をいただきありがとうございます。

このたびの2期目の承認をいただき、心より感謝申し上げます。

日頃から、議員皆様には、町教育行政の推進に当たり、ご指導をいただいていることに改めて感謝申し上げます。

今後につきましては、学校教育、社会教育、生涯スポーツ等の推進に尽力してまいりたいと思いますので、変わらぬご指導を今後ともお願い申し上げ、挨拶といたします。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

議長（千葉 久 君）

日程7、議案第91号、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。山田総務課参事！

総務課参事（山田 和孝 君）

議案第91号、地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。

地方公務員法の一部改正に伴い、定年が段階的に引き上げになることから、豊富町職員の定年等に関する条例の他、8件の関係条例の整備を行うものでございます。

ご審議よろしくをお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第91号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程8、議案第92号、職員の高齢者部分休業に関する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。山田総務課参事！

総務課参事（山田 和孝 君）

議案第92号、職員の高齢者部分休業に関する条例についてご説明いたします。

地方公務員法の一部改正に伴う、定年引き上げによる高齢者部分休業制度を規定するため、条例を新規制定するものでございます。

ご審議よろしくお願いを申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第92号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり、可決決定されました。

日程9、議案第93号、職員の降給に関する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。山田総務課参事！

総務課参事（山田 和孝 君）

議案第93号、職員の降給に関する条例についてご説明いたします。

地方公務員法の一部改正に伴う定年引き上げによる、60歳に達した職員の降給等について規定する必要があるため、条例の新規制定するものでございます。

ご審議よろしくお願いを申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第93号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり、可決決定されました。

日程10、議案第94号、豊富町議会議員及び豊富町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。山田総務課参事！

総務課参事（山田 和孝 君）

議案第94号、豊富町議会議員及び豊富町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

公職選挙法及び公職選挙法施行例の改正により、選挙運動の公費負担に係る単価が改正となったため、条例を改正するものでございます。

ご審議よろしくお願いを申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって終結いたします。

議案第94号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり、可決決定されました。

日程11、議案第95号、押印を求める手続きの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。山田総務課参事！

総務課参事（山田 和孝 君）

議案第95号、押印を求める手続きの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。

内閣府より、押印の省力化に関するマニュアルが出され、本町として省略が可能な該当する3条例の一部を改正するものでございます。

ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第95号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり、可決決定されました。

日程12、議案第96号、普通財産貸付料の減免について（サロベツカントリークラブ）を議題といたします。

内容の説明を求めます。能登屋建設課長！

建設課長（能登屋 将宏 君）

議案第96号、普通財産貸付料の減免についてご説明いたします。

株式会社サロベツカントリークラブに対する普通財産貸付料について、収支状況を踏まえ、貸付料を減免することにしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以下、議案を朗読いたします。

議案第96号、普通財産貸付料の減免について、下記のとおり令和4年度普通財産貸付料を減免する。令和4年12月13日提出、豊富町長、河田誠一、記、1、普通財産の種類、1、土地、天塩郡豊富町字上サロベツ1718番1、外67筆、計1,097,972㎡、2、建物、店舗事務所、外4棟、計2,206.2㎡、3、備品、ロッカー、外110品、2、貸付の相手方、株式会社サロベツカントリークラブ、代表取締役、鈴木講二、3、貸付料の減免額、200万円（土地32万1,000円、建物102万9,000円、備品、65万円）、4、理由、ゴルフ場事業用財産の貸付料を減免することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第96号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程13、議案第97号、普通財産貸付料の減免について（株式会社和ごころ）を議題といたします。

内容の説明を求めます。能登屋建設課長！

建設課長（能登屋 将宏 君）

議案第97号、普通財産貸付料の減免についてご説明申し上げます。

株式会社和ごころに対する普通財産貸付料について、収支状況を踏まえ、貸付け料を減免することにいたしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以下、議案を朗読いたします。

議案第97号、普通財産貸付料の減免について、下記のとおり、令和4年度普通財産貸付料を減免する。

令和4年12月13日提出、豊富町長、河田誠一、記、1、普通財産の種類、1、建物、旧豊富温泉小学校校舎の一部、539.61㎡、2、土地、天塩郡豊富町字上サロベツ1988番39の一部、9824番2の一部、計2,006.22㎡、2、貸付の相手方、株式会社和ごころ、代表取締役、岩崎正則、3、貸付料の減免額、134万928円（建物128万4,060円、土地、5万6,868円）、4、理由、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型

共同生活介護グループホーム用財産の貸付料を減免することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第97号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程14、議案第98号、普通財産貸付料の減免について（株式会社栄光福祉会）を議題といたします。内容の説明を求めます。能登屋建設課長！

建設課長（能登屋 将宏 君）

議案第98号、普通財産貸付料の減免についてご説明申し上げます。

株式会社栄光福祉会に対する普通財産貸付料について、収支状況を踏まえ、貸付料を減免することにいたしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以下、議案を朗読いたします。

議案第98号、普通財産貸付料の減免について、下記のとおり令和4年度普通財産貸付料を減免する。令和4年12月13日提出、豊富町長、河田誠一、記、1、普通財産の種類、1、建物、旧豊富温泉小学校校舎の一部、350.40㎡、2、土地、天塩郡豊富町字上サロベツ1988番39の一部、528.48㎡、2、貸付の相手方、株式会社栄光福祉会、代表取締役、岩崎正則、3、貸付料の減免額、28万128円（建物26万5,152円、土地1万4,976円）、4、理由、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護グループホーム用財産の貸付料を減免することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

以上、ご審議よろしくお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第98号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり、可決決定されました。

日程15、議案第99号、令和4年度豊富町一般会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。水戸部財政課長！

財政課長（水戸部 伸也 君）

議案第99号、令和4年度豊富町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

表紙の次のページをご覧ください。

一般会計補正予算は、9回目であります。

総額に歳入歳出それぞれ2億1,781万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ62億4,416万5,000円とするものです。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第99号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり、可決決定されました。

日程16、議案第100号、令和4年度豊富町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第100号、令和4年度豊富町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

表紙の次のページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計補正予算は、2回目でございます。

総額に歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ6億2,505万6,000円とするものです。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第100号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり、可決決定されました。

日程17、議案第101号、令和4年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。皆戸診療所事務長！

診療所事務長（皆戸 朋生 君）

議案第101号、令和4年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

表紙の次のページをお開きください。

国民健康保険診療所直診勘定特別会計補正予算は5回目でございます。

総額に歳入歳出それぞれ496万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ5億8,635万6,000円とするものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第101号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり、可決決定されました。

日程18、議案第102号、令和4年度豊富町簡易水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。能登屋建設課長！

建設課長（能登屋 将宏 君）

議案第102号、令和4年度豊富町簡易水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

表紙の次のページをお開き願います。

簡易水道事業会計の補正予算は3回目でございます。

収益的収入支出にそれぞれ570万円を追加し、総額を1億6,235万8,000円と予定し、資本的支出に137万5,000円を追加し、総額を3億1,238万5,000円と予定するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第102号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり、可決決定されました。

日程19、議案第103号、令和4年度豊富町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。能登屋建設課長！

建設課長（能登屋 将宏 君）

議案第103号、令和4年度豊富町公共下水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

表紙の次のページをお開き願います。

公共下水道事業会計の補正予算は3回目でございます。

収益的収入支出にそれぞれ727万3,000円を追加し、総額を2億4,368万4,000円と予定するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第103号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり、可決決定されました。

お諮りいたします。

日程20の意見案については、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、日程20の意見案については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

日程20、意見案第4号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書についてを議題といたします。

質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

意見案第4号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり、可決決定されました。

日程21、閉会中の継続調査の申し出についてお諮りいたします。

各常任委員会、議会運営委員会から閉会中の継続調査について申し出がありますので、これを承認することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認め、承認することに決しました。

お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は、全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本定例会を本日で閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を終了いたします。

令和4年度第4回豊富町議会定例会を閉会します。

（ベ ル）

（午前11時45分閉会）